

# 郡山市犯罪被害者等支援条例（案）の概要



郡山市市民部ダイバーシティ推進課

## 1 条例制定の背景

### 1 「犯罪被害者等基本法」（平成17（2005）年施行）

- ・犯罪被害者等の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。
- ・地方公共団体は、犯罪被害者等の支援等に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

### 2 社会的関心の高まり

- ・36人が犠牲となった京都アニメーションの放火殺人事件など、犯罪被害者等支援への社会的関心が高まり、条例制定を求める声もある。



### 福島県犯罪被害者等支援条例（令和4（2022）年施行）

### 3 さらに、市に対して、地域に密着したきめ細やかな支援が求められているため、県条例とは別に市独自の条例制定が求められている。

## 2 本市の犯罪被害者等支援の取組の現状

- 平成21（2009）年に市の総合的対応窓口を「男女共同参画課」とする。
- 平成22（2010）年「郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議」を設置し、関係21課による行政分野における支援（保健福祉、住宅、教育等）について、関係各課の連携を図るとともに、相談、情報提供等の体制を作り、支援業務を実施している。
- 県及び県警とも連携しながら、犯罪被害者がワンストップで見舞金など41種類の支援を受けられる体制をとて犯罪被害者等の支援に関する施策を実施している。

## 3 条例制定に当たっての基本的な考え方（状況の変化）

### 社会情勢の変化

- 令和7年1月に郡山駅前で飲酒運転による交通事故が発生し、多くの献花が寄せられるなど、被害者やその遺族を思いやる意識が高まっている。
- 県が被害者支援コーディネーターを中心とした関係機関による一元的な支援を実現するための「多機関ワンストップサービス体制」を今年度9月1日から開始

### 市長の市政運営方針の実現

- 椎根市長の市政運営方針である「選ばれるまち」「暮らしの充実・笑顔になれるまち」の実現
- SDGsの基本理念「誰ひとり取り残さない」まちの実現

『市独自の条例を制定』し、犯罪被害者等を支え合う安全で安心な  
「暮らしの充実・笑顔になれるまち」「選ばれるまち」  
こおりやまを実現

## 4 条例の概要

### 1 目的（第1条）

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、犯罪被害者等を地域社会で支えることにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

### 2 基本理念（第3条）

- ①すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい待遇を受ける権利を有する。
- ②犯罪被害者等のための支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。
- ③犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられるよう講じられるものとする。
- ④犯罪被害者等のための支援は市及び関係機関が相互の連携を図りながら協力して行われなければならない。

### 3 各主体の責務（第4条～第6条）

市の責務、市民等の責務、事業者の責務

### 4 基本的施策（第7条～第16条）

- ・相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復支援、安全の確保、居住の安定、雇用の安定
- ・市民等及び事業者の理解の増進、学校等における支援、民間支援団体に対する支援

## 5 策定スケジュール

R7 8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月

※スケジュールは仮想であり、実際のスケジュールとは異なります。

■ 行内連絡会議 ● 男女共同参画審議会 ← パブリックコメント → 3月 定例会 条例施行